

新潟県地域医療推進機構魚沼基幹病院

宗教的輸血拒否患者対応マニュアル（2版）

はじめに

2008年2月、日本輸血・細胞治療学会、日本麻酔科学会、日本小児科学会、日本産婦人科学会及び日本外科学会の輸血治療に関与する5学会合同で「宗教的輸血拒否に関するガイドライン」が示された。このガイドラインは、過去の宗教的輸血拒否に関する判例等を考慮しつつ、年齢や医療に対する判断能力等を考慮したものである。しかしながら、緊急輸血などの時間的余裕が限られるものを想定したのではなく、医療に対しての判断能力も不明瞭であり、地域救命救急センターや地域周産期母子医療センターを有する当院の現状を考えると、必ずしも十分なものとは言えない。そこで、「宗教的輸血拒否に関するガイドライン」を基本としつつ、当院の実情を踏まえ、独自の「宗教的輸血拒否患者対応マニュアル」を作成することとした。

I. 輸血実施に関する基本方針

1. 基本方針

当院は、患者の生命を救うために、輸血を含むあらゆる手段を講じて医療を行うことを基本方針とする。

2. 目的

本マニュアルは、宗教的輸血拒否患者に対する診療を円滑に行うために作成したものである。

II. 宗教的輸血拒否患者への対応

1. 宗教的輸血拒否患者の受入について

- 1) 患者が宗教的輸血拒否患者であることが搬入前に分かっている場合

① 救急隊から告知された場合

当院の基本方針を説明した後に受け入れることを原則とする。

なお、当院の基本方針に対して十分に理解が得られない場合においても、無輸血治療を最後まで継続する約束は絶対にせず、最大限の無輸血治療を実施することを説明した後に受け入れる。

② 紹介元の医療機関から告知された場合

輸血が必要になる可能性があるにもかかわらず輸血を拒否する患者に関しては、輸血の同意が得られた後に受け入れることを原則とする。

2) 搬入後に判明する場合

当院への搬入後、患者自身が申告する場合、患者が輸血拒否に関する「委任状」を携帯している場合及び親族が申告する場合などが考えられる。

2. 輸血療法とインフォームドコンセント

患者及びその親族が理解できる言葉で、輸血療法に関する次の項目を十分に説明し、輸血の同意を得るよう最大限の努力を行う。

- 1) 輸血療法の必要性
- 2) 使用する血液製剤の種類と使用量
- 3) 輸血に伴うリスク
- 4) 医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度と給付の条件
- 5) 自己血輸血の選択肢
- 6) 感染症検査と検体保管
- 7) 投与記録の保管と遡及調査時の使用
- 8) その他輸血療法の注意点

3. 輸血同意の努力と記録

上記2の事項を十分に説明し、患者本人から輸血の同意を得るよう最大限の努力を行い、患者及び親族等への説明（電話等による場合を含む。）は、文書として必ず記録に残す。その上で、時間的制約の中、最大限の努力を行っても通常の輸血の同意が得られない場合は、本マニュアルに基づき対応する。

4. 本マニュアルの手順および用語等の定義

- 1) 本マニュアルによる各種判断は、必ず複数の常勤医師により行う。
- 2) 「自己決定能力がある」とは、「医療に対する適切な判断ができる状態」をいう。

なお、当院に搬入される救急症例のうち、パニックに陥っているなどの精神的状態やショック状態等の身体的障害に起因する中枢神経障害が認められる場合は、自己決定能力がないものと判断することを基本とする。

- 3) 親権者とは、未成年（20歳未満の婚姻したことがない者）に対し親権を行う者をいう。通常は父母が親権者となるが、親権者がいないときは、未成年後見人がこれにあたる。
- 4) 本マニュアルは、緊急性を考慮したものであり、緊急性がない又は低い場合や転送可能な症例では、5学会合同委員会により作成された「宗教的輸血拒否に関するガイドライン」に沿って転院を勧告する。
- 5) 本マニュアルの基準に該当しないなど判断に苦慮する場合は、臨床倫理委員会を開催し判断する。
- 6) 「輸血拒否と免責に関する証明書」（以下「免責証明書」という。）及び「輸血についての説明と同意書」（以下「輸血同意書」という。）の署名者及びその優先順位は、①本人、②配偶者、③親権者、④2親等以内の親族の順とする。
- 7) 全員とは、治療選択に時間的な制約がある場合、その時点で連絡がついた者全員とする。
- 8) 患者及び親族等への説明（電話等による場合を含む。）は、文書として必ず記録に残す。
- 9) 本マニュアルに記載のない事項に対する対応は、その都度判断する。

III. 判断の手順

1. 患者年齢が20歳以上の場合

- 1) 自己決定能力があり、かつ、患者本人が輸血を拒否した場合
患者本人による免責証明書、輸血拒否に☑された輸血同意書の提出により、無輸血治療を実施する。
- 2) 自己決定能力がなく、かつ、輸血拒否に関する「委任状」を携帯している場合
 - ① 配偶者及び親族（2親等以内）全員が輸血を拒否した場合
代理人（親族代表）による免責証明書、輸血拒否に☑された輸血同意書の提出により、無輸血治療を実施する。
 - ② 配偶者及び親族（2親等以内）の1人でも輸血に同意した場合
同意者による輸血同意に☑された輸血同意書の提出により、なるべく無輸血治療を実施し、最終的には輸血治療を実施する。
 - ③ 配偶者及び親族に連絡が取れない場合

なるべく無輸血治療を実施し、最終的には輸血治療を実施する。

- 3) 自己決定能力がなく、かつ、輸血拒否に関する「委任状」を携帯していない場合
親族の拒否にかかわらず、なるべく無輸血治療を実施し、最終的には輸血治療を実施する。

なお、配偶者及び親族（2親等以内）の1人でも輸血に同意した場合は、治療と並行して、同意者による輸血同意に☑された輸血同意書の提出を求める。

2. 患者年齢が18歳以上20歳未満の場合

- 1) 自己決定能力があり、かつ、患者本人が輸血を拒否した場合
患者本人による免責証明書、輸血拒否に☑された輸血同意書の提出により、無輸血治療を実施する。
- 2) 自己決定能力がない場合
 - ① 親権者が輸血を拒否した場合
なるべく無輸血治療を実施し、最終的には輸血治療を実施する。
 - ② 親権者が輸血に同意した場合
親権者による輸血同意に☑された輸血同意書の提出により、なるべく無輸血治療を実施し、最終的には輸血治療を実施する。

3. 患者年齢が15歳以上18歳未満の場合

- 1) 自己決定能力があり、かつ、患者本人が輸血を拒否した場合
 - ① 親権者が輸血を拒否した場合
患者本人及び親権者による免責証明書、輸血拒否に☑された輸血同意書の提出により、無輸血治療を実施する。
 - ② 親権者が輸血に同意した場合
親権者による輸血同意に☑された輸血同意書の提出により、なるべく無輸血治療を実施し、最終的には輸血治療を実施する。
- 2) 自己決定能力があり、かつ、患者本人が輸血に同意した場合
 - ① 親権者が輸血を拒否した場合
患者本人による輸血同意に☑された輸血同意書の提出により、輸血治療を実施する。
 - ② 親権者が輸血に同意した場合
患者本人及び親権者による輸血同意に☑された輸血同意書の提出により、輸血治療を実施する。
- 3) 自己決定能力がない場合
 - ① 親権者が輸血を拒否した場合
なるべく無輸血治療を実施し、最終的には輸血治療を実施する。

なお、治療と並行して児童相談所へ児童虐待の通告を行い、時間的余裕がある場合は、児童相談所が親権喪失の裁判所への申立を行い、親権を喪失させた後に、輸血治療を実施することが望ましい。

② 親権者が輸血に同意した場合

親権者による輸血同意に☑された輸血同意書の提出により、なるべく無輸血治療を実施し、最終的には輸血治療を実施する。

4. 患者年齢が15歳未満の場合

① 親権者が輸血を拒否した場合

なるべく無輸血治療を実施し、最終的には輸血治療を実施する。

なお、治療と並行して児童相談所へ児童虐待の通告を行い、時間的余裕がある場合は、児童相談所が親権喪失の裁判所への申立を行い、親権を喪失させた後に、輸血治療を実施することが望ましい。

② 親権者が輸血に同意した場合

親権者による輸血同意に☑された輸血同意書の提出により、なるべく無輸血治療を実施し、最終的には輸血治療を実施する。

IV. 補足

当院受診歴があり、過去に「委任状」が提出されている場合においても、輸血に関するインフォームドコンセントはその都度行うこととなっていることから、その都度十分に説明し、輸血同意書、免責証明書の提出を受けること。

初版 2015年6月
2版 2018年1月改訂

判断の手順（表バージョン）

20 歳以上					
自己 決定 能力	あり	本人が輸血拒否			無輸血
	なし	輸 血 拒 否 委 任 状	携 帯	配偶者・親族全員が輸血拒否	無輸血
				配偶者・親族の1人でも輸血同意	輸血
			不携 帯	配偶者・親族に連絡がとれない	なるべく無輸血、 最終的には輸血
			配偶者・親族の拒否に関わらず	なるべく無輸血、 最終的には輸血	
18 歳以上 20 歳未満					
自己 決定 能力	あり	本人が輸血拒否			無輸血
	なし	親権者が輸血拒否			なるべく無輸血、 最終的には輸血
		親権者が輸血同意			輸血
15 歳以上 18 歳未満					
自己 決定 能力	あり	本人が輸血拒否	親権者が輸血拒否	無輸血	
			親権者が輸血同意	輸血	
		本人が輸血同意	親権者が輸血拒否	輸血	
			親権者が輸血同意	輸血	
	なし	親権者が輸血拒否 ⇒児童相談所へ児童虐待通告を行う			なるべく無輸血、 最終的には輸血
		親権者が輸血同意			輸血
15 歳未満					
親権者が輸血拒否 ⇒児童相談所へ児童虐待通告を行う				なるべく無輸血、 最終的には輸血	
親権者が輸血同意				輸血	